

紙台帳（マイクロフィルムを含む）とコンピュータ記録との突合せ
～「年金記録問題に関する関係閣僚会議」（平成 20 年 6 月 27 日）資料～

平成 20 年 7 月 4 日

社 会 保 険 庁

(目 次)

- ・ 紙台帳（マイクロフィルムを含む）とコンピュータ記録との突合せ 1
- ・ 厚生年金保険被保険者名簿等のサンプル調査の結果について 2
- ・ 電子画像データ検索システムのイメージ 6
- ・ 厚生年金保険被保険者名簿等及び市町村国民年金被保険者名簿と 7
コンピュータ記録との突合せ作業（比較表）

紙台帳（マイクロフィルムを含む）とコンピュータ記録との突合せ

I これまでの取組

① 国民年金の特殊台帳	3,300万件	→ 20年度中に突合せ実施
② 国民年金の被保険者名簿 (市町村保管)	1.4億件	→ 20年度は国への移管の準備
③ 厚生年金の被保険者名簿・原票	6.8億件	→ サンプル調査の結果等を踏まえて取り組む
合計	8.5億件	

II サンプル調査の結果と取組の方向

① 紙台帳等とオンライン記録の不一致は約1.4%

- ② 紙台帳等とオンライン記録との不一致点は、各種の関係資料の照合や最終的には本人確認により対処する必要がある
- ③ 一人の方の記録が全国の複数の社会保険事務所・市町村に散らばって保管されている
→ 現在のままでは、突合せが非効率

⑤ 作業量が膨大

④ 古い紙記録の劣化対策も必要

効率的な記録検索を可能とするシステムの整備

III 作業スケジュール

平成21年度

紙台帳の「電子画像データ検索システム」の整備

- ・ 複数の社会保険事務所に分散して保管されている記録の個人単位での集約化
- ・ 劣化が進む紙記録の電子化

- ① 効率的な突合せ作業のための基盤整備
- ② 国民が年金記録をいつでも簡単に確認できる仕組みの構築
- ③ 年金記録の将来にわたる適切な保管

平成22・23年度
(集中受付期間)

受給者・加入者からのお申出を受けて突合せを実施

- ・ 名簿等の記録に基づいて単純に補正することのないよう、慎重に作業(他の書類の確認等)を行う
- ・ 最終的には御本人に確認

※ 受給者からの申出状況、突合せによる記録の補正状況、年金記録問題への対応の進展状況等を踏まえ、受給者にかかる突合せを計画的に実施する。
(そのための検討を、平成23年度夏頃を目途に行う。)

(注) 加入者については、「電子画像データ検索システム」を活用して、通常の裁定の際に、紙台帳等まで当たってオンライン記録の正確性を確認することを徹底 【平成22年度～】

厚生年金保険被保険者名簿等のサンプル調査の結果について

1 調査目的

社会保険事務所が保管している厚生年金保険の被保険者名簿・原票の記録(マイクロフィルム)とオンライン記録についてサンプルを抽出して突合せを行い、その結果を分析し、突合せを実施するに当たっての優先順位や効率的な実施方法の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 実施方法

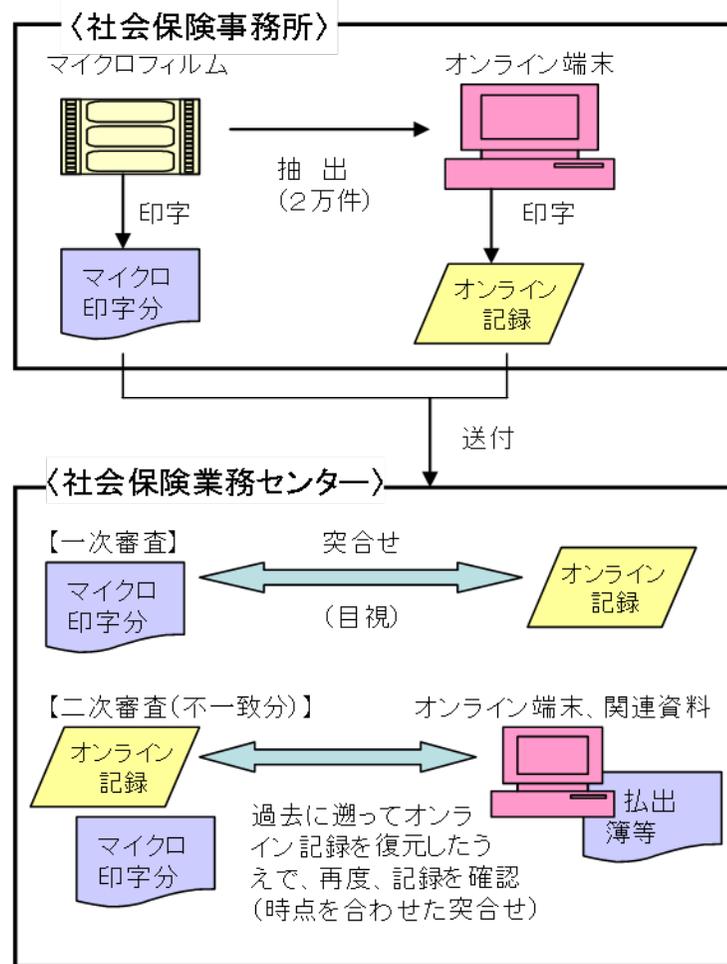
各社会保険事務所において抽出する名簿・原票のマイクロフィルムの写し及びこれに対応するオンライン記録を社会保険業務センターに送付し、社会保険業務センターにおいて当該記録の突合せを行う。

(1) サンプル数

名簿・原票を有している全ての社会保険事務所について、概ね保管全体数に応じて合計2万件のサンプルを抽出する。

(2) 抽出方法

生年月日順索引簿から等間隔に抽出する。



(3) 調査手順等

氏名、生年月日、性別、標準報酬月額等の記録を、目視により突合せを行う。

① 一次審査

マイクロフィルム(印字)とそれに対応したオンライン記録(紙)について、調査内容の項目が一致しているか否かを目視によりチェックする。

② 二次審査

①で不一致であった記録について、過去に遡って様々な資料を確認した上で、調査内容の項目が一致しているか否かを再度、チェックする。

3 調査の結果の概要

対象サンプル記録の全件(19,979件)のうち、名簿・原票の記録とオンライン上の記録が一致しないものが277件(1.4%)あった。

名簿・原票記録とオンライン記録が一致しないもの			
	年金額の算出に直接の影響があり得るもの		氏名・生年月日・性別の一部が異なっている
	オンライン上にあるサンプル対象者の記録のうち、サンプルとした名簿・原票上の記録が入力されていない	取得・喪失年月日・標準報酬に関する記録の一部が異なっている	
277件 (1.4%)	48件 (0.2%)	215件 (1.1%)	18件 (0.1%)

(注)「年金額の算出に直接の影響があり得るもの」と「氏名・生年月日・性別の一部が異なっているもの」には4件の重複がある。

(参考)

年齢区分別状況

年齢区分	抽出数 (件)	不一致 (件)	割合
100歳以上	1,026	43	4.2%
90～99歳	1,728	44	2.5%
80～89歳	3,017	45	1.5%
70～79歳	4,421	69	1.6%
60～69歳	4,807	53	1.1%
60歳未満	4,980	23	0.5%
合計	19,979	277	1.4%

時代別状況

時代(記録の開始時点)	抽出数 (件)	不一致 (件)	割合
昭和19年以前	417	9	2.2%
昭和20年～昭和24年	933	22	2.4%
昭和25年～昭和29年	1,368	39	2.9%
昭和30年～昭和34年	2,080	64	3.1%
昭和35年～昭和39年	3,372	57	1.7%
昭和40年～昭和44年	3,281	45	1.4%
昭和45年～昭和49年	3,072	19	0.6%
昭和50年～昭和54年	2,103	9	0.4%
昭和55年以降	3,353	13	0.4%
合計	19,979	277	1.4%

都道府県別状況

社会保険 事務局	抽出数 (件)	不一致 (件)	割合
北海道	913	6	0.7%
青森	216	0	0.0%
岩手	262	5	1.9%
宮城	228	6	2.6%
秋田	167	0	0.0%
山形	262	1	0.4%
福島	299	2	0.7%
茨城	285	7	2.5%
栃木	255	5	2.0%
群馬	241	3	1.2%
埼玉	415	3	0.7%
千葉	345	0	0.0%
東京都	4,047	96	2.4%
神奈川県	742	11	1.5%
新潟	466	1	0.2%
富山	234	3	1.3%
石川	170	2	1.2%
福井	163	2	1.2%
山梨	105	1	1.0%
長野	347	1	0.3%
岐阜	339	4	1.2%
静岡	567	5	0.9%
愛知	1,008	11	1.1%
三重	272	1	0.4%
滋賀	175	0	0.0%
京都	345	2	0.6%
大阪	1,430	28	2.0%
兵庫	659	8	1.2%
奈良	159	1	0.6%
和歌山	170	1	0.6%
鳥取	158	3	1.9%
島根	164	0	0.0%
岡山	354	4	1.1%
広島	385	4	1.0%
山口	335	6	1.8%
徳島	162	2	1.2%
香川	166	2	1.2%
愛媛	290	1	0.3%
高知	161	3	1.9%
福岡	868	16	1.8%
佐賀	160	4	2.5%
長崎	240	5	2.1%
熊本	288	4	1.4%
大分	207	1	0.5%
宮崎	208	0	0.0%
鹿児島	266	2	0.8%
沖縄	281	4	1.4%
合計	19,979	277	1.4%

電子画像データ検索システムのイメージ

山田 太郎

検索システム

電子画像データベース

紙台帳・マイクロフィルム等

基礎年金番号 5150-123456

厚生年金(A社保)

東あいう-123
山田 太郎 S5.12.1生
3203-234567
資格記録 種別 標報 原因
S25.4.1 ① 010 取得
S29.5.1 ① 018 月変
S33.4.1 喪失

厚生年金(B社保)

西はひふ-1
山田 太郎 S5.12.1生
2103-456789
資格記録 種別 標報 原因
S35.8.1 ① 036 取得
S40.5.1 喪失

国民年金(C社保)

3150-345678
山田 太郎 S5.12.1生
〇〇市××町1-1-1
資格記録 種別 原因
S40.5.1 強制 取得
S53.5.1 喪失

国民年金(D市町村)

5150-123456
山田 太郎 S5.12.1生
〇〇市××町1-1-1
資格記録 種別 原因
S53.5.1 強制 取得
H11.5.1 喪失

基礎年金番号をキーに検索・集約

基礎年金番号
5150-123456
(統合済手番)
3203-234567
2103-456789
3150-345678
5150-123456

厚生年金被保険者名簿

東あいう-300
東あいう-124
東あいう-123
山田 太郎 S5.12.1生
3203-234567
資格記録 種別 標報 原因
S25.4.1 ① 010 取得
S29.5.1 ① 018 月変
S33.4.1 喪失

厚生年金被保険者名簿

西はひふ-10
西はひふ-3
西はひふ-1
山田 太郎 S5.12.1生
2103-456789
資格記録 種別 標報 原因
S35.8.1 ① 036 取得
S40.5.1 喪失

国民年金特殊台帳

3150-756310
3150-756151
山田 太郎 S5.12.1生
〇〇市××町1-1-1
資格記録 種別 原因
S40.5.1 強制 取得
S53.5.1 喪失

市町村国民年金名簿

5150-852325
5150-756124
山田 太郎 S5.12.1生
〇〇市××町1-1-1
資格記録 種別 原因
S53.5.1 強制 取得
H11.5.1 喪失

A社会保険事務所
厚生年金被保険者名簿

東あいう-300
東あいう-124
東あいう-123
山田 太郎 S5.12.1生
3203-234567
資格記録 種別 標報 原因
S25.4.1 ① 010 取得
S29.5.1 ① 018 月変
S33.4.1 喪失

B社会保険事務所
厚生年金被保険者名簿

西はひふ-10
西はひふ-3
西はひふ-1
山田 太郎 S5.12.1生
2103-456789
資格記録 種別 標報 原因
S35.8.1 ① 036 取得
S40.5.1 喪失

〇社会保険事務所
国民年金特殊台帳

3150-756310
3150-756151
山田 太郎 S5.12.1生
〇〇市××町1-1-1
資格記録 種別 原因
S40.5.1 強制 取得
S53.5.1 喪失

〇市町村
市町村国民年金名簿

5150-852325
5150-756124
山田 太郎 S5.12.1生
〇〇市××町1-1-1
資格記録 種別 原因
S53.5.1 強制 取得
H11.5.1 喪失

画像ファイル化
検索キーとして年金手帳記号番号を入力

※基礎年金番号をキーに個人単位に集約

※サーバーに収録

※社会保険事務所、市町村ごとに保管

厚生年金保険被保険者名簿等及び市町村国民年金被保険者名簿とコンピュータ記録との突合せ作業（比較表）

以下の試算の人員・経費については、一定の前提を置いた現時点における厚生労働省の粗々の試算（機械的な試算）であり、今後の検討の結果、増減があり得る。

作業方針		参 考				
内 容	概 要	① 紙記録の電子画像データ検索システム等基盤整備を実施【平成 21 年度】 ② 受給者及び加入者から集中受付期間に申出を受けて実施【平成 22～23 年度（2 年間）】 ③ 更に、その状況を踏まえ、受給者にかかる突合せを計画的に実施する。	受給者及び加入者から集中受付期間に申出を受けて実施【平成 21～22 年度（2 年間）】	① 紙記録の電子画像データ検索システム等基盤整備を実施【平成 21 年度】 ② 受給者の突合せを順次実施【平成 22～26 年度（5 年間）】	受給者・加入者の突合せを順次実施【平成 21～30 年度（10 年間）】	
	基盤整備の実施	有	無	有	有	無
	申出の有無	有	有	無	無	
	受給者全件の突合せ	状況を踏まえ計画的に実施	一部	全件	全件 （加入者含む）	
（注）加入者については、今後、裁定請求時に必ず名簿等の突合せ作業を実施・確認した上で裁定。						
体 制 （ 1 日 あ た り ）	約 2,500～3,100 人〔賃金職員〕 〈集中受付期間分〉 ※ 監督者約 100 名～120 名の正規職員が必要であるが、1 社会保険事務所当たりになると 1 名未満となるため通常の体制の中で実施	約 4,400 人〔賃金職員〕 〈2 年で実施〉 ※ 監督者約 170 名の正規職員が必要であるが、1 社会保険事務所当たりになると 1 名未満となるため通常の体制の中で実施	約 6,700～8,400 人 〈5 年で実施〉 正規職員：約 260～330 人の増員 賃金職員：約 2,700～4,300 人 派遣職員：約 3,800 人	約 5,800～7,100 人 〈10 年で実施〉 正規職員：約 230～280 人の増員 賃金職員：約 2,300 人 ～3,600 人 派遣職員：約 3,200 人	約 10,500 人 〈10 年で実施〉 正規職員：約 400 人の増員 賃金職員：約 4,700 人 派遣職員：約 5,400 人	
突 合 せ 作 業 の 経 費 （ 粗 い 見 込 み ）	受給者対応：約 110～140 億円（2 年分） 加入者対応：約 30～40 億円（2 年分） ※受給者及び加入者の 10%程度の申出があると想定 《全体経費》約 140～180 億円（※） 〈集中受付期間分〉	受給者対応：約 210 億円（2 年分） 加入者対応：約 50 億円（2 年分） ※受給者及び加入者の 10%程度の申出があると想定 《全体経費》約 260 億円	受給者突合せ： 約 1,100～1,300 億円（5 年分） 《全体経費》 約 1,100～1,300 億円（※）	受給者・加入者突合せ： 約 1,900～2,300 億円 （10 年分） 《全体経費》 約 1,900～2,300 億円（※）	受給者・加入者突合せ： 約 3,300 億円（10 年分） 《全体経費》約 3,300 億円	

※ 基盤整備に係る経費については、今後、精査・検討。

名簿・原票記録とオンライン記録が一致しないものの不一致項目別内訳

	件数
取得・喪失年月日・標準報酬に関する記録の一部が異なっているもの	215
資格取得年月日 (①)	25
資格喪失年月日 (②)	26
標準報酬月額相違 (③)	73
標準報酬改定年月日 (入力なし) (④)	77
標準報酬改定年月日 (相違) (⑤)	21

(注) ①と③に1件、②と④に1件、③と④に5件の重複がある。

	件数
氏名・生年月日・性別の一部が異なっているもの	18
氏名 (①)	4
生年月日 (②)	13
性別 (③)	2

(注) ①と②に1件の重複がある。

名簿・原票記録とオンライン記録が一致しないものの受給状況について

	件 数
名簿・原票記録とオンライン記録が一致しないもの	2 7 7
受給者	1 4 0
加入者（待機者を含む）	1 6
その他（※）	1 2 1

※その他には、未統合記録71件を含む。